



顧問弁護士からのメッセージ



ブレイクモア法律事務所
弁護士
平野 高志 氏



ブレイクモア法律事務所
弁護士
末 啓一郎 氏

(下記は弁護士平野高志が当協会向けに配布しているニュースレターを再編集したものである)

顔認識技術についての規制について

平野 高志 氏

公共の場で、リアルタイムで顔認識技術を使用することがEUで原則として禁止されました (REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL LAYING DOWN HARMONISED RULES ON ARTIFICIAL INTELLIGENCE (ARTIFICIAL INTELLIGENCE ACT) AND AMENDING CERTAIN UNION LEGISLATIVE ACTS *)。

一方米国では「Miscues of Biometric Information and Harm to Consumer(生体情報の誤用と消費者への被害)」についてのFTC(米連邦取引委員会)の声明が出されました。声明ではテクノロジーを使って生体情報を収集、利用する場合に違法になる基準を示しています。大まかに言えば他人の権利を尊重せずに、何も考えずに、サプライチェーンも監督せず、社員教育もしないで、生体情報を集めることは違法と言っています。

顔認識技術は、きちんと管理しないとプライバシー、データセキュリティ、偏見・差別の問題につながる可能性があり、グローバルで規制の意識が高まっています、日本でも注意が必要です。また、最近では米マイクロソフトが未成年の情報を両親の承諾なしに取得したこと、必要な期間以上に係る情報を保持したこと等で2億2000万米ドルのペナルティの処分をうけています。米国は未成年の情報の取得には厳しい対応をしています。日本のゲーム会社等は注意が必要です。

*1 https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:e0649735-a372-11eb-9585-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF

従業員による会社情報の持出しを理由とする懲戒解雇について

末 啓一郎 氏

かつば寿司の前社長が、はま寿司勤務時代の営業秘密を持ち出しかつば寿司において利用したとして逮捕され、有罪判決が出された事件は、関係者の注目を集めました。かつば寿司の事件は、原価や仕入先に関する重要な営業秘密の持出し及び使用が問題とされた事件でありました。しかし、営業秘密の管理の観点からは、現実に持出し・使用が行われてからの処分や刑事事追迫では、手遅れということになります。

これに対して、2016年の日産自動車事件では、日産自動車元社員がいすゞ自動車への転職を決めた後に、営業秘密を含む大量の社内情報の個人ハードディスクへ複製した行為について、現実の持出しに至らなかった事案でも不正競争防止法違反として有罪判決が下されています。

さらに、2022年12月26日に東京地裁で判決の出された伊藤忠商事事件では、持ち出そうとした情報の営業秘密性も否定され、さらにその持ち出しも認められないにもかかわらず、当該社員が社員が退職に際して会社情報を自己のGoogleドライブにアップロードしたことを理由とする懲戒解雇が認められています。

この事件では、①総合商社という会社の業態から、大量の情報を迅速に処理する必要があるため、対象情報を一般情報と合理的に区分するような管理手法をとることは困難であったとして、対象情報の秘密管理性が不十分で

あり、不正競争防止法違反は無いとされ、また、②本件発覚の経緯からは情報の「漏洩」も認められないとされたのですが、社員が自己のGoogleドライブにアップロードした情報が有用・非公知の重要な情報であることは明白であり、これを会社の目的外に使用しようとすることは悪質性が高く、また一旦流出すれば、損害立証が困難であるうえ、従業員の資力の限界から損害賠償の実効性は期待し難く、また退職を決めている従業員には、退職金の不支給・減額が予定される懲戒解雇以外に抑止力は認められないなどとして、懲戒解雇は有効である結論されています。

これは地裁判断であり、高裁で覆される可能性はありますが、懲戒解雇が認められた背景には、営業秘密性こそ否定されたものの、①社員の使用するパソコンは仮想デスクトップによるシンクライアント端末としてデータを残さず、また②社内データへのアクセスもIDとパスワードで段階的に制限をしており、さらに③全社的にサイバーセキュリティ対策実行組織を有し、④情報管理についての規定、規則、基準、通達及び運用細則が定められ、さらに⑤全社員に、情報セキュリティの講座受講義務付け等、情報セキュリティ管理が徹底されていたことが詳細に認定されており、懲戒解雇の相当性を判断するうえで、これらの背景事実が会社に有利に斟酌されたと考えられます。

この事件は、このような情報セキュリティ体制の整備が、上記のアップロード行為を速やかに把握できたことによる漏洩防止の実効性確保の効果だけでなく、違反に対する処分を可能にする根拠となり得るものであることを示した事案であるといえます。

平野 高志 氏 プロフィール

1985年 弁護士登録
1985年-1988年 八木総合法律事務所(現牛島法律事務所)
1988年-1990年 米国シカゴMasuda, Funai, Eiffert & Mitchell法律事務所
1990年 ブレイクモア法律事務所入所
2000年-2006年 マイクロソフト日本法人(法務担当執行役等)、ブレイクモア法律事務所(復帰)
社団法人コンピュータソフトウェア協会フェロー、財団法人ソフトウェア情報センター評議員、株式会社モルフォ監査役、株式会社ファルテック監査役、著作権法学会員、日本工業所有権法学会員、日本経済法学会員、情報処理推進機構 2020年モデル取引・契約書見直し検討部会 主査

末 啓一郎 氏 プロフィール

1984年 弁護士登録
1995年 米国ニューヨーク州弁護士
1984年-1988年 高井伸夫法律事務所
1989年-2009年 松尾総合法律事務所
1992年 アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所(ブラッセル) 研修員
1993年 ルフ・クレイス・ファルヘルケ法律事務所(ブラッセル) 研修員
1994年-1995年 メイヤー・ブラウン・アンド・プラット法律事務所(シカゴ) 研修員
1999年-2001年 経済産業省通商政策局通商機構通商協定管理課課長補佐
2005年-現在 一橋大学ロースクール講師(国際経済法)
2015年-現在 日本発条株式会社 社外取締役
2021年 横浜国大ロースクール講師(渉外弁護士実務)